

第56回政宗公まつりに参加しませんか

多くの皆さんと、まつりの興奮と感動を味わうべく、9月8日(日)に開催する、第56回政宗公まつり「伊達武者行列」の参加者を募集します。

募集区分・募集人員など

- 1 伊達政宗公 募集人員 1人
- 2 伊達政宗公 応募資格 18歳以上で体力に自信のある人
- 3 騎馬武者隊 参加費 5万円
- 4 騎馬武者隊 募集人員 9人
- 5 騎馬武者隊 応募資格 18歳以上で体力に自信のある人
- 6 騎馬武者隊 参加費 3万円
- 7 甲冑武者隊 募集人員 35人
- 8 甲冑武者隊 応募資格 18歳以上で体力に自信のある人
- 9 甲冑武者隊 4ちびっこ政宗 募集人員 5人
- 10 甲冑武者隊 応募資格 実行委員会が用意したよろいを着て行進のできる小学1〜3年生

- 11 ちびっこ愛姫 募集人員 3人
- 12 ちびっこ愛姫 応募資格 自分が持っている着物を着て参加できる小学1〜6年生
- 13 愛姫 募集人員 1人
- 14 愛姫 応募資格 18歳以上(高校生を除く)で、実行委員会が用意した着物を着て参加できる人
- 15 鑑着付助っ人隊 内容 騎馬武者隊・甲冑武者隊が着用する、よろいの着付けの手伝い
- 16 鑑着付助っ人隊 ※資格や定員はありません。

- 17 応募方法 など
- 18 住所・氏名(ふりがな)・性別・年齢(45は学校名と学年)・電話番号と、希望する募集区分を記入し、官製はがき、ファクス、Eメールのいずれかで応募してください。
- 19 また、126を希望する人は、全身写真(裏面に身長・体重を記入)を添えて応募してください。
- 20 ※写真は返却できません。
- 21 応募期間 7月22日(月)まで(当日消印有効)
- 22 選考方法 応募多数の場合は、政宗公まつり実行委員会にて選考を行います。
- 23 選考結果は、応募者全員に通知します。
- 24 応募先・問合せ 〒989-6492 大崎市岩出山字船場21 政宗公まつり実行委員会事務局(岩出山総合支所地域振興課内)
- 25 Eメール ichiki@city.osaki.miyagi.jp



住民税非課税者を対象にプレミアム付商品券の「購入引換券交付申請書」を郵送します

2万5千円の商品券を2万円で購入できるプレミアム付商品券を販売します。

購入対象者

平成31年1月1日時点で大崎市の住民基本台帳に登録され、令和元年度の住民税が課税されていない人
 ※住民税が課税されている人に扶養されている人や生活保護受給者は対象外です。

申請方法

7月下旬に「購入引換券交付申請書」を郵送します。購入希望者は、同封の返信用封筒を利用して申請してください。

問い合わせ専用ダイヤル

☎ 7395・☎ 7396

新しい教育委員会委員が任命されました

松本美佐子教育委員の任期が令和元年5月29日に満了したことに伴い後任の堀智恵子氏が5月30日、市長より発令されました。任期は、令和5年5月29日までの4年間となります。



教育委員 堀 智恵子

◎ 教育総務課総務担当 ☎ 72-5032

国民健康保険税

国民健康保険税(国保税)は、前年所得による「所得割額」、国保加入者の人数に応じた「均等割額」、加入全世帯に対して係る「平等割額」の3つの項目の合計額となります。

令和元年度の課税限度額は、96万円(介護保険対象外の世帯は80万円)です。

低所得者に係る国保税軽減

令和元年度から表1のとおり軽減対象範囲が広がります。

■表1 国民健康保険税の軽減判定所得額

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額(下線部が変更点です)
7割	前年度から変更なし
5割	世帯の所得が「33万円+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯
2割	世帯の所得が「33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)」を超えない世帯

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に移行した75歳以上の人です。世帯異動などで新たに再取得した人は対象外となります。

■表2 後期高齢者医療保険料の軽減判定所得額

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額(下線部が変更点です)
8割	33万円以下の世帯 世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(年金以外の所得がない場合)
8.5割	上記以外の世帯
5割	「33万円+(28万円×世帯の被保険者数)」を超えない世帯
2割	「33万円+(51万円×世帯の被保険者数)」を超えない世帯

※軽減割合が8割の被保険者は、年金生活者支援給付金など支援策の対象となります。同一世帯に住民税課税者がいる場合など対象外となる場合があります。

◎ 税務課国民健康保険税担当 ☎ 5147

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の賦課内容を見直します

軽減判定所得額は、4月1日現在の世帯主と被保険者全員の合計額です。世帯主が国保に加入していない場合も含まれます。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料(保険料)は、75歳(一定の障がいがあると認定されたときは65歳)以上の人が加入する高齢者の医療制度です。保険料は、一人一人が均等に負担する。

「均等割額」と前年所得による「所得割額」の合計額です。

低所得者に係る保険料軽減

世代間の負担を公平にし、年金生活者支援給付金の支給などを踏まえ、表2のとおり軽減割合と軽減判定所得額が変更となります。

軽減判定所得額は、4月1日現在の世帯主と被保険者の所得合計額です。世帯主が後期高齢者医療保険料に加入していない場合も含まれます。

■表3 介護保険料の軽減後基準額(第3段階まで抜粋)

段階	平成30年度(負担割合/基準額)	令和元年度(負担割合/基準額)
第1段階	0.45/31,600円	0.375/26,300円
第2段階	0.75/52,700円	0.625/43,900円
第3段階	0.75/52,700円	0.725/51,000円

※基準額は、基準月額(5,865円)×12月×各段階別割合で算定されたものです(100円未満は切り捨て)。

介護保険料

介護保険は、介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを受けられるよう支えあう制度です。

介護保険料は、65歳以上の人は、基準額をもとに、所得段階別に決められています。40歳から64歳までの国保に加入している人は、国保税として世帯主が納めます。

65歳以上の人の保険料基準額の見直し

消費税増税財源を活用し、低所得者軽減強化をするため第1から第3段階までの基準額が表3のとおり変更となります。

各保険料(税)の納付

各保険料(税)の納付書は7月中旬に送付します。同封された納付書により、金融機関やコンビニエンスストアで納期ごとに納付してください。

口座振替の利用者については、納付書が同封されませんが、各保険料(税)の通知書に記載された納付額と口座振替日を確認してください。

※納税組合員のうち国保税を納付書で納付する組合員については、加入している納税組合長に送付しています。

※年金からの引き落とし(特別徴収)の人には、8月上旬に送付します。